

○第8号議案 令和5年度石巻地方広域水道企業団予算

令和5年度予算は、東日本大震災に伴う復旧・復興関連事業及び旧簡易水道統合施設整備事業並びに既存施設の更新に係る改良事業に重点を置くほか、新たに災害に強い水道施設の構築を図るため、須江山系導水管路耐震化事業及び水道施設耐震化事業を加え、長期的な安定供給体制の確立と将来の経営基盤の再構築を基本に編成したところである。

水需要動向については、給水人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷により、大変厳しい経営環境が続くと思われる。今後も、なお一層の効率的経営に努めていく必要がある。

以下、令和5年度予算の概要については、次のとおりである。

1 災害復旧事業

東日本大震災に伴う災害復旧の工事については、次のとおりである。

- (1) 国道398号(白浜)舗装復旧工事
- (2) 新下前沼西道下線ほか舗装復旧工事

2 旧簡易水道統合施設整備事業

市町合併に伴う水道施設整備事業の一環として、平成19年度から平成28年度までの継続事業を進めていたものの、東日本大震災の影響により休止していた本事業の名称を旧簡易水道統合施設整備事業と改め再開し、令和元年度から令和5年度までの継続事業として継続費の総額及び年割額を設定したものである。なお、最終年度に当たる本年の工事については、次のとおりである。

- (1) 十八成寺山線舗装復旧工事

3 須江山系導水管路耐震化事業

基幹浄水場である須江山浄水場の水源事故のリスクを考慮し、鹿又取水場から須江山浄水場までの導水管の複線化を目的とし、令和5年度から令和12年度までの継続事業として継続費の総額及び年割額を設定したものである。なお、1年目に当たる本年度の工事については、次のとおりである。

- (1) 須江山系導水管布設工事(その1)
- (2) 須江山系導水管布設工事(その2)
- (3) 須江山系導水管布設工事(その3)

4 水道施設耐震化事業

水道事業経営戦略における当企業団の基本理念を実現するため、災害に強い水道を施策目標にし、施設耐震化対策を実施するものである。なお、本年度の工事等については、次のとおりである。

- (1) 鮎川系(ナベコシ沢)導水管布設替工事(その1)
- (2) 湊系・流留系送水管路詳細設計業務
- (3) 湊配水場配水池耐震補強工事(その3)
- (4) 大塩配水場配水池耐震補強工事

5 導・送・配水管整備事業

県・関係市の道路改良事業及び下水道事業と並行し、導・送・配水管の布設及び布設替工事を実施するほか、老朽化により漏水事故の絶えない配水管路の布設替など、次のとおり種別ごとの布設工事等を実施するものである。なお、施設の耐震強化を図るため、耐震管であるGX管を全面的に採用している。

- (1) 給水改善を目的とする配水管布設(替)工事
- (2) 老朽管改善を目的とする導・送・配水管布設(替)工事
- (3) 道路改良工事に関連する配水管布設(替)工事
- (4) 下水道工事に関連する配水管布設(替)工事

6 その他改良事業

導・送・配水管布設(替)工事以外の主な改良工事等は、次のとおりである。

- (1) 鬼形中継ポンプ場2号導水ポンプ更新工事
- (2) 新山浄水場更新工事
- (3) 須江山浄水場設備コントローラ盤更新工事(その3)
- (4) 鮎川浄水場1号ろ過池整備工事
- (5) 雄勝地区配水量遠方監視装置設置工事
- (6) 名振峠ポンプ場送水ポンプ制御機能増設工事
- (7) 水浜及び波板浄水場更新設計業務
- (8) 寄磯配水場残留塩素計設置工事
- (9) 大塩配水場残留塩素計更新工事
- (10) 企業団庁舎照明設備改修工事

7 水質の安定に係る施策

前年度に引き続き、原水水質の変化に対応するため、粉末活性炭の注入を実施し、より安全で安定的な水道水の供給に努める。

8 その他の施策

- (1) 防災対策の一環として、組立式水槽等を購入し、応急給水資器材の整備と充実を図ることとした。
- (2) 第9次漏水防止対策基本計画に基づき、引き続き各種漏水防止対策を実施することとした。

9 予算の内容

(1) 第2条関係

年間の業務量として、給水栓数を79,925栓、年間総配水量を22,599,000 m^3 、一日平均配水量を61,915 m^3 と予定しようとするものである。

主要な建設改良事業として、災害復旧事業に15,900千円、旧簡易水道統合施設整備事業に50,000千円、須江山系導水管路耐震化事業に548,430千円、水道施設耐震化事業に227,352千円及び改良事業に2,359,762千円をそれぞれ予定しようとするものである。

(2) 第3条関係

経営活動に伴い発生するすべての収益と、それに対応するすべての費用からなる収

益的収入及び支出の予定額を定めようとするものである。

収益的収入の第1款事業収益は7,348,336千円となり、前年度予算額と比較し726,994千円、率にして10.98%の収入増として予定しようとするものである。(詳細は予算説明書関係参照)

一方、収益的支出の第1款事業費用は6,539,289千円となり、前年度予算額と比較し224,148千円、率にして3.55%の支出増として予定しようとするものである。(詳細は予算説明書関係参照)

(3) 第4条関係

サービスの基本である水道水の長期安定供給体制の確立を目指し、施設の拡充整備等に要する建設改良費と、その財源としての資金、現有施設の改良等に要した企業債の元金償還金等からなる資本的収入及び支出の予定額を定めようとするものである。

資本的収入の第1款資本的収入は1,499,743千円となり、前年度予算額と比較し585,015千円、率にして63.96%の収入増として予定しようとするものである。(詳細は予算説明書関係参照)

一方、資本的支出の第1款資本的支出は3,979,125千円となり、前年度予算額と比較し378,441千円、率にして8.68%の支出減として予定しようとするものである。(詳細は予算説明書関係参照)

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,479,382千円は、建設改良積立金709,394千円、当年度分損益勘定留保資金1,488,626千円及び当年度分消費税資本的収支調整額281,362千円で、その全額を補てんしようとするものである。

(4) 第5条関係

資本的支出で須江山系導水管路耐震化事業を総事業費4,345,972千円と予定し、令和5年度から令和12年度までの8か年の継続事業として定めようとするものである。

(5) 第6条関係

水道料金等徴収業務委託に係る債務負担行為として、期間を令和6年度から令和10年度まで、限度額を1,265,000千円に定めようとするものである。

(6) 第7条関係

旧簡易水道統合施設整備事業に係る企業債の限度額を16,600千円に、須江山系導水管路耐震化事業に係る企業債の限度額を498,500千円に、水道施設耐震化事業に係る企業債の限度額を36,300千円に、改良事業に係る企業債の限度額を465,200千円に定めるとともに、起債の方法、利率等について定めようとするものである。

(7) 第8条関係

議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を930,285千円に、交際費を200千円に定めようとするものである。

(8) 第9条関係

たな卸資産について、その購入限度額を84,800千円に定めようとするものである。

10 予算説明書関係

(1) 収益的収入

第1款事業収益中、第1項営業収益は5,682,926千円で、このうち大宗を占める水道料金収入を5,648,522千円として予定しようとするものである。この水道料金収入を前年度予算額と比較すると626,826千円、率にして12.48%の収入増として予定しようとするものである。第2項営業外収益は1,566,301千円で、その主なものは、簡易水道施設整備負担金等としての関係市負担金211,607千円を、長期前受金戻入として1,344,046千円を予定しようとするものである。第3項特別利益は99,109千円で、その主なものは、関係市負担金に11,954千円を、退職給付引当金戻入益に7,685千円を、長期前受金戻入に6,945千円を、その他特別利益に活性炭販売業者による独占禁止法違反に係る賠償金72,000千円及び東京電力による賠償金523千円を予定しようとするものである。

(2) 収益的支出

第1款事業費用中、第1項営業費用は6,265,577千円で、前年度予算額と比較し222,278千円、率にして3.68%の支出増として予定しようとするものである。営業費用を目別に分類すると、第1目原水及び浄水費については1,272,013千円を予定し、取水場、浄水場、送水関係施設の維持管理及び水質検査をしようとするものである。主な費用としては、19名分の職員給与費をはじめ、17節修繕費に48,353千円を計上し、構築物及び機械装置等の修繕を、24節委託料に407,603千円を計上し、ろ過池の汚砂削取・汚砂洗浄・補砂作業、天日乾燥床等汚泥搬出業務、粉末活性炭注入管理業務、浄水場運転管理業務等の委託を、27節動力費に各施設の電力料として380,059千円を、28節薬品費に粉末活性炭等購入費用として198,798千円を予定しようとするものである。第2目配水及び給水費については1,233,960千円を計上し、漏水防止対策など配・給水管及び配水関係施設の維持管理をしようとするものである。主な費用としては、60名分の職員給与費をはじめ、17節修繕費に228,506千円を計上し、構築物及び機械装置等の修繕を、24節委託料に328,808千円を計上し、メーター取替、漏水調査、図面管理情報データ入力業務等の委託を、26節道路復旧費に71,720千円を計上し、漏水修繕等による舗装復旧工事を、27節動力費に各配水施設の電力料として70,032千円を、29節材料費にメーター取替材料費等として69,949千円を予定しようとするものである。第3目受託工事費については35千円を計上し、凍結解氷業務に関連する経費を予定しようとするものである。第4目総係費については821,858千円を計上し、38名分の職員給与費をはじめ、水道事業全般に関連する経費と水道料金等徴収業務委託等を予定しようとするものである。第5目減価償却費については2,640,254千円を計上し、現有施設の減価償却を予定しようとするものである。第6目資産減耗費については297,457千円を計上し、北北上運河水管橋撤去工事をはじめ、将来的に使用見込みのない施設等の除却を予定しようとするものである。第2項営業外費用は236,582千円で、前年度予算額と比較し39,736千円、率にして20.19%の支出増として予定しようとするものである。その主なものは、現

有施設の建設及び災害復旧費に係る企業債の支払利息 108,582 千円、消費税法に基づく仕入控除不能額としての雑支出 39,000 千円及び支払消費税額 89,000 千円を予定しようとするものである。第3項特別損失については 17,130 千円を計上し、災害復旧に係る経費等を予定しようとするものである。

(3) 資本的収入

第1款資本的収入は、建設改良等に係る財源として 1,499,743 千円を予定しようとするものである。その主なものは、第1項企業債に旧簡易水道統合施設整備事業債として 16,600 千円、須江山系導水管路耐震化事業債として 498,500 千円、水道施設耐震化事業債として 36,300 千円、改良事業債として 465,200 千円を、第2項水道加入金に 40,860 千円を、第3項工事負担金に道路改良や下水道工事等に伴う配水管布設替工事費用の負担金として 133,839 千円を、第4項関係市負担金に災害復旧事業等関係市負担金として 286,245 千円を、第5項補助金に生活基盤施設耐震化工事に係る国庫補助金として 22,198 千円を予定しようとするものである。

(4) 資本的支出

第1款資本的支出においては、3,979,125 千円を計上し、施設の建設改良及び現有施設の建設に係る企業債の元金償還金等を予定しようとするものである。その主なものは、第1項建設改良費の第1目災害復旧事業費で 15,900 千円を計上し、国道398号（白浜）舗装復旧工事等を、第2目旧簡易水道統合施設整備事業費で 50,000 千円を計上し、十八成寺山線舗装復旧工事を、第3目須江山系導水管路耐震化事業費で 548,430 千円を計上し、須江山系導水管布設工事（その1）等を、第4目水道施設耐震化事業費で 227,352 千円を計上し、湊配水場配水池耐震補強工事（その3）等を、第5目改良費で 2,359,762 千円を計上し、道路改良・下水道工事等に伴う導・送・配水管の布設及び布設替工事をはじめ、給水改善、老朽化により漏水事故の絶えない配水管路の布設替工事等を予定しようとするものである。さらに、第6目メーター設備費に 3,981 千円を計上し、メーター新設費を、第7目固定資産取得費に 28,173 千円を計上し、小型貨物自動車等の購入を予定しようとするものであり、建設改良費総額では 3,233,598 千円となり、前年度予算額と比較すると 403,710 千円、率にして 11.10%の支出減として予定しようとするものである。第2項企業債償還金には 725,527 千円を計上し、現有施設の建設に係る企業債等の元金償還を予定しようとするものである。

以下、予定キャッシュ・フロー計算書等についての説明は省略する。